

大町市空き家対策住民啓発講座
「空き家・実家の将来 一緒に考えてみませんか？」

<<概要>>

日 時：令和7年6月14日（土） 午前10時00分～午前11時00分

会 場：大町市役所 東庁舎2階 東大会議室

参加者：31名（事前網込19組23名 当日参加者9名）

- ・空き家の定義及び大町市の空き家の現状について職員が説明。
- ・「空き家の相続登記」について、司法書による講演を実施。

<<まとめ>>

- ・大町市の管理不全空家等は、市に報告があった累計が156件で、うち4件が特定空家。
- ・空き家率は、平成30年当時の比較で、全国平均13.6%に対し長野県は19.6%と長野県の方が高い。
- ・空き家発生の主な要因は「所有者の死亡」であり、このことから空き家の発生と相続には密接な関係がある。
- ・令和6年4月から相続登記が義務化され、相続による不動産取得を知った日から3年以内に相続登記しないと過料が発生する。法改正以前の未登記の相続についても対象。また、住所変更（引越）した場合も登記が義務化され、2年以内に手続きが必要。
- ・後に空き家となる可能性が高い建物や、相続した空き家を自身で使用しない場合は、売却や譲渡、賃貸等の対応を検討したほうがいい。空き家を“^ふ負”動産にするか“^ふ富”動産にするかは、所有者の心持ち次第。

<<今後の対応>>

講座後のアンケートにより、参加者の多くが相続手続きの必要性和方法について理解した様子であり、今後も意識啓発を継続して取り組んでいく。

他方「建物内の片付けができない」との悩みも多く寄せられたため、再利用可能な空き家のリフォーム補助制度や片付け補助制度について広報していく。

また、空き家バンクについての講座を今後開催する予定。

